

令和5年分所得税及び復興特別所得税に適用される主な項目と金額

1 税率

(1) 所得税（主なもの）

(課税される所得金額に対して) 195万円以下の金額…………… 5% 195万円超 330万円以下の金額…………… 10% 330万円超 695万円以下の金額…………… 20% 695万円超 900万円以下の金額…………… 23%		900万円超 1,800万円以下の金額… 33% 1,800万円超 4,000万円以下の金額… 40% 4,000万円超の金額…………… 45%
---	--	--

(2) 復興特別所得税……………（基準所得税額に対して）2.1%

2 所得控除額（主なもの）

雑 損 控 除 額	「損害金額－保険金などで補填される金額」の金額（㉔）を基として計算した、次の①と②のいずれが多い方の金額 ① ㉔の金額－（所得金額の合計額の10%） ② ㉔の金額のうち災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除 額	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補填} \\ \text{される金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{10万円と「所得金額の合計額の} \\ \text{5\%」のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$ （最高限度額200万円）
セルフメディケーション 税制による医療費控除額	支払った特定一般用 医薬品等購入費の金額 — 保険金などで補填 される金額 — 12,000円 （最高限度額8万8千円） （注）通常の医療費控除との選択適用
社 会 保 険 料 控 除 額	支払った又は給与等から控除される社会保険料の合計額
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除 額	支払った小規模企業共済掛金（旧第二種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額
生 命 保 険 料 控 除 額	次の①、②、③の合計額（最高限度額12万円） ① 一般の生命保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{新生命保険料の計の金額（㉔）を下} \\ \text{のAのiからiiiに当てはめてその㉔の金額を基に計算し} \\ \text{た金額（最高4万円）} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧生命保険料の計の金額（㉕）を下} \\ \text{のBのiからiiiに当てはめてその㉕の金額を基に計算} \\ \text{した金額（最高5万円）} \end{array} \right]$ ※ ㉔のみ又は㉔と㉕の両方の場合最高4万円、㉕のみの場合は最高5万円 ② 介護医療保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{介護医療保険料の計の金額（㉖）を下} \\ \text{のAのiからiiiに当てはめてその㉖の金額を基に計算} \\ \text{した金額（最高4万円）} \end{array} \right]$ ③ 個人年金保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{新個人年金保険料の計の金額（㉗）を下} \\ \text{のAのiからiiiに当てはめてその㉗の金額を基に計} \\ \text{算した金額（最高4万円）} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧個人年金保険料の計の金額（㉘）を下} \\ \text{のBのiからiiiに当てはめてその㉘の金額を基に計} \\ \text{算した金額（最高5万円）} \end{array} \right]$ ※ ㉗のみ又は㉗と㉘の両方の場合最高4万円、㉘のみの場合は最高5万円 A 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 i 20,000円までの場合…………… ㉔又は㉖又は㉗の全額 ii 20,000円を超え40,000円までの場合…………… (㉔又は㉖又は㉗) × 1/2 + 10,000円 iii 40,000円を超える場合…………… (㉔又は㉖又は㉗) × 1/4 + 20,000円 B 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 i 25,000円までの場合…………… ㉕又は㉘の全額 ii 25,000円を超え50,000円までの場合…………… (㉕又は㉘) × 1/2 + 12,500円 iii 50,000円を超える場合…………… (㉕又は㉘) × 1/4 + 25,000円

地震保険料控除額	損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額 (最高5万円) + 長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料の金額の合計額 (B) (Bの金額が10,000円を超える場合はB×1/2+5,000円) (最高15,000円) (最高限度額5万円)																																																		
寄附金控除額	「特定寄附金の支出額」と「所得金額の合計額の40%」 のいずれか少ない方の金額 − 2,000円																																																		
障害者控除額	【控除額（1人につき）】 一般の障害者 270,000円 特別障害者 400,000円 同居特別障害者 750,000円																																																		
寡婦・ひとり親控除額	270,000円（ひとり親は350,000円）																																																		
勤労学生控除額	270,000円																																																		
配偶者控除額	<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">控除額</td></tr><tr><td>控除対象配偶者</td><td>老人控除対象配偶者</td></tr><tr><td rowspan="3">居住者の 合計所得金額</td><td>900万円以下</td><td>38万円</td><td>48万円</td></tr><tr><td>900万円超 950万円以下</td><td>26万円</td><td>32万円</td></tr><tr><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>13万円</td><td>16万円</td></tr></table>				控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	居住者の 合計所得金額	900万円以下	38万円	48万円	900万円超 950万円以下	26万円	32万円	950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円																																	
		控除額																																																	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																
居住者の 合計所得金額	900万円以下	38万円	48万円																																																
	900万円超 950万円以下	26万円	32万円																																																
	950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円																																																
配偶者特別控除額	<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">居住者の合計所得金額</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr><tr><td rowspan="10">配偶者の 合計所得金額</td><td>48万円超 95万円以下</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>36万円</td><td>24万円</td><td>12万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>				居住者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の 合計所得金額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
		居住者の合計所得金額																																																	
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																															
配偶者の 合計所得金額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円																																															
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円																																															
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																															
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																															
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																															
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																															
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																															
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																															
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																															
	133万円超	0円	0円	0円																																															
扶養控除額	<table><tr><td colspan="2"></td><td>控除額</td></tr><tr><td colspan="2">一般の控除対象扶養親族</td><td>380,000円</td></tr><tr><td colspan="2">特定扶養親族</td><td>630,000円</td></tr><tr><td colspan="2">老人扶同居老親等以外の人</td><td>480,000円</td></tr><tr><td colspan="2">養親族同居老親等</td><td>580,000円</td></tr></table>				控除額	一般の控除対象扶養親族		380,000円	特定扶養親族		630,000円	老人扶同居老親等以外の人		480,000円	養親族同居老親等		580,000円																																		
		控除額																																																	
一般の控除対象扶養親族		380,000円																																																	
特定扶養親族		630,000円																																																	
老人扶同居老親等以外の人		480,000円																																																	
養親族同居老親等		580,000円																																																	
基礎控除額	<table><tr><td colspan="2"></td><td>控除額</td></tr><tr><td rowspan="4">合計所得金額</td><td>2,400万円以下</td><td>480,000円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>320,000円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>0円</td></tr></table>				控除額	合計所得金額	2,400万円以下	480,000円	2,400万円超 2,450万円以下	320,000円	2,450万円超 2,500万円以下	160,000円	2,500万円超	0円																																					
		控除額																																																	
合計所得金額	2,400万円以下	480,000円																																																	
	2,400万円超 2,450万円以下	320,000円																																																	
	2,450万円超 2,500万円以下	160,000円																																																	
	2,500万円超	0円																																																	

3 税額控除額（主なもの）

配当控除額	① 課税総所得金額等が1千万円以下の場合…………… 次の㊴と㊵の合計額 ㊴ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10% ㊵ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5% ② 課税総所得金額等が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額等から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合…………… 次の㊴と㊵の合計額 ㊴ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10% ㊵ $\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得} \\ \text{の金額のうち、課税総所得金額等から1千万円} \\ \text{を控除した金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益} \\ \text{の分配に係る配当所得の} \\ \text{金額のうち、(A)以外の} \\ \text{部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$ ③ 課税総所得金額等から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（④に該当する場合を除く。） ……………次の㊴と㊵の合計額
-------	--

配 当 控 除 額	① $\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、} \\ \text{課税総所得金額等から1千万円と特定証券投資} \\ \text{信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除} \\ \text{した金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係} \\ \text{る配当所得の金額の} \\ \text{うち、(A)以外の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$ ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額$\times 2.5\%$ ④ 課税総所得金額等から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合 次の①と②の合計額 ① 剰余金の配当等に係る配当所得の金額$\times 5\%$ ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額$\times 2.5\%$
(特定増改築等)住宅 借入金等特別控除額	① 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（②から⑥のいずれかを選択する場合を除く。） A 令和4年中に居住の用に供した場合 住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合 i 新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.7\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ii 中古住宅又は増改築に該当するとき $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} \right] \times 0.7\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ C 平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）住宅の取得が特定取得に該当しないときは、最高2,000万円 ② 認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合 A 令和4年中に居住の用に供した場合 住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）認定住宅の新築等に限る。 B 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合 i 新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 0.7\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）1 ZEH水準省エネ住宅に該当するときは、最高4,500万円 2 省エネ基準適合住宅に該当するときは、最高4,000万円 ii 中古住宅に該当するとき $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.7\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ C 平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \longrightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）1 住宅の取得が特定取得に該当しないときは、最高3,000万円

(特定増改築等)住宅 借入金等特別控除額	③ 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択し、平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額 (A)} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金} \\ \text{等の年末残高の合計} \\ \text{額 (A)} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ (注) 住宅の取得等が特定取得に該当しないときは、Aは最高200万円 ④ 断熱改修工事等を含む増改築等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択し、平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\left[\begin{array}{l} \text{特定断熱改修住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額 (A)} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{断熱改修住宅借入金} \\ \text{等の年末残高の合計} \\ \text{額 (A)} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ (注) 住宅の取得等が特定取得に該当しないときは、Aは最高200万円 ⑤ 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択し、平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\left[\begin{array}{l} \text{特定多世帯同居改} \\ \text{修住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(A)} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{多世帯同居改修住宅} \\ \text{借入金等の年末残高} \\ \text{の合計額 (A)} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ⑥ 震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合 A 令和4年中に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 令和5年中に居住の用に供した場合 i 新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 0.9\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ii 中古住宅又は増改築に該当するとき $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.9\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ C 平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ D 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$
-------------------------	---

政 党 等 寄 附 金 特 別 控 除 額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① $\left[\begin{array}{c} \text{政党等寄附金} \\ \text{の額（注）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} 2,000円 - 「政党等寄附金以外の \\ \text{寄附金の額}」 \\ \text{（赤字のときは0）} \end{array} \right] \times 30\%$ ② 所得税の額の25%相当額 （注）所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。
認 定 N P O 法 人 等 寄 附 金 特 別 控 除 額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① $\left[\begin{array}{c} \text{認定NPO法人等} \\ \text{寄附金の額} \\ \text{（注）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} 2,000円 - 「認定NPO法人等寄附金 \\ \text{以外の寄附金の額}」 \\ \text{（赤字のときは0）} \end{array} \right] \times 40\%$ ② 所得税の額の25%相当額 （注）所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。
公 益 社 団 法 人 等 寄 附 金 特 別 控 除 額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① $\left[\begin{array}{c} \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金の額} \\ \text{（注）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} 2,000円 - 「公益社団法人等寄附金 \\ \text{以外の寄附金の額}」 \\ \text{（赤字のときは0）} \end{array} \right] \times 40\%$ ② 所得税の額の25%相当額 （注）所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除 額	令和5年中に住宅耐震改修をした場合 $\left[\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修に係る耐震工} \\ \text{事の標準的な費用の額} \\ \text{（最高250万円）} \end{array} \right] \times 10\% \left[\begin{array}{c} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$
住 宅 特 定 改 修 特 別 税 額 控 除 額	令和5年中に居住の用に供した場合 $\left[\begin{array}{c} \text{高齢者等居住改修工事等の標準的} \\ \text{な費用の額（最高200万円）} \end{array} \right] \times 10\% \left[\begin{array}{c} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{c} \text{一般断熱改修工事等の標準的な} \\ \text{費用の額（最高250万円（太陽光} \\ \text{発電設備設置工事を含む場合は} \\ \text{最高350万円））} \end{array} \right] \times 10\% \left[\begin{array}{c} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{c} \text{多世帯同居改修工事等の標準的} \\ \text{な費用の額（最高250万円）} \end{array} \right] \times 10\% \left[\begin{array}{c} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修又は一般断熱改修} \\ \text{工事等の標準的な費用の額} + \\ \text{耐久性向上改修工事等の標準的} \\ \text{な費用の額（最高250万円（太陽} \\ \text{光発電設備設置工事を含む場合} \\ \text{は、最高350万円））} \end{array} \right] \times 10\% \left[\begin{array}{c} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{c} \text{住宅耐震改修の標準的な費用の} \\ \text{額} + \text{一般断熱改修工事等の} \\ \text{標準的な費用の額} + \text{耐久性} \\ \text{向上改修工事等の標準的な費用} \\ \text{の額（最高500万円（太陽光発電} \\ \text{設備設置工事を含む場合は、最} \\ \text{高600万円））} \end{array} \right] \times 10\% \left[\begin{array}{c} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ （注）一定の要件の下で、その個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、次の①及び②の金額の合計額（対象改修工事に係る標準的な費用の額の合計額と1,000万円から当該金額（当該金額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度）の5%に相当する金額を控除することができる。 ① 上記の各工事（住宅耐震改修特別控除に係る工事を含む。）の標準的な費用の額のうち控除対象限度額の超える部分の額 ② 上記の各工事（住宅耐震改修特別控除に係る工事を含む。）の併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額（補助金等の交付がある場合は当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額
認 定 住 宅 等 新 築 等 特 別 税 額 控 除 額	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\left[\begin{array}{c} \text{認定住宅等について講じられた構造及び} \\ \text{設備に係る標準的な費用の額} \\ \text{（最高650万円）} \end{array} \right] \times 10\% \rightarrow \left[\begin{array}{c} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$

